別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和 55 年（1980 年）には 3 万 5 千人を超えていましたが、その後減少傾向となり令和６年（2024 年）には約 2 万 5 千人となっています。また、少子高齢化に加え、現役世代である生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）も、若年層の転出などにより減少傾向が大きくなっており、将来見通しでは 2060 年には約 1 万 1 千人と予測されています。

本市は都市地域でありながら、気候や降水量に恵まれていることから、第一次産業は果樹栽培を代表とした農業や漁業が盛んです。有田みかんは全国的にも有名で、タチウオは日本有数の漁獲量を誇っています。また、第二次産業は、製造業に分類される大企業とその関連企業、また、地場産業として、蚊取線香製造、作業用手袋（軍手）製造、水産加工業などが立地しています。第三次産業は中心商業地に空き店舗が増加するなど商店数は減少傾向にあります。

市内の産業は、基幹産業である石油精製工場が閉鎖し、その跡地に新たに再生可能燃料の工場を誘致予定ですが、地場産業を中心とする、中小企業者の発展による所得、雇用の増大に対する市民の期待は高く、若者が定着できる職場や地域の活性化が不可欠です。したがって、中小企業者が先端設備等を積極的に導入し、生産力を向上することで、若年人口の維持、地域の活力向上を促す必要があります。

（２）目標

基本計画策定により、中小企業者が積極的に先端設備等を導入し、労働生産性が向上することで、地域経済を活性化に繋げ、流出人口を抑制、若年人口を維持し、地域活力を向上させる。

そのための先端設備等導入計画の申請受付件数、年間１０件を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めたものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の全ての中小企業者の生産性向上を期待することから、先端設備等の種類を限定せず、幅広く対象としたいため、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画では、地域経済の発展や雇用の創出を図るといった観点であることから、太陽光発電設備等に関しては、発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するために、自ら電力を消費する事を目的に設置するもののみを対象とし、工場や事業所等がない敷地で、発電電力を全量売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が僅かな場合は全量売電とみなす。）するための設備は対象としない。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市は、面積約 37 ㎢（東西約 10ｋｍ、南北約 5ｋｍ）と非常にまとまったコンパクトな地形をしており、また、各地域それぞれ特色ある産業が立地していることから、本計画において、対象地域を限定しない。

（２）対象業種・事業

本市における幅広い業種・事業の生産性向上を期待するため、対象業種・事業は限定しない。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日～令和９年３月 31 日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

③市税等完納していない場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。